

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条第1号又は第2号に掲げる者が同令第2条に規定する東日本大震災の後に貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 償還期限 ア 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者が <u>令和5年3月31日</u> までに漁業経営維持安定資金の貸付けを受ける場合 13年以内。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。） イ [略] (3) [略]	2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第4条第1号又は第2号に掲げる者が同令第2条に規定する東日本大震災の後に貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) 償還期限 ア 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者が <u>令和6年3月31日</u> までに漁業経営維持安定資金の貸付けを受ける場合 13年以内。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。） イ [略] (3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。